

## 〈保護者のみなさまへ〉

### 個人番号（マイナンバー）記入と本人確認書類提示のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、施設型給付費等 教育・保育給付認定申請書については個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。個人番号（マイナンバー）は、副食費の免除確認および教育・保育給付認定にかかる事務において利用します。

個人番号（マイナンバー）の記入が必要なのは、入園を希望される幼児、その保護者および世帯員（兄弟および同居祖父母等含む）の原則的に全員となります。

個人番号（マイナンバー）を使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、申込者の本人確認を行います。

本人確認では、

- ①正しい個人番号（マイナンバー）であることの確認（番号確認）と
- ②手続を行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

#### 本人確認書類の提示をお願いします。

##### ① 番号確認書類 ※いずれか1つ

- 1 個人番号（マイナンバー）カード
- 2 個人番号（マイナンバー）通知カード
- 3 個人番号（マイナンバー）付きの住民票または住民票記載事項証明書

##### ② 身元確認書類 ※いずれかを必ず

- 1 個人番号（マイナンバー）カード
- 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書、その他〔顔写真付きで官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等〕から1つ以上
- 3 1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他〔官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等〕から2つ以上

※本人確認を行うのは、申込者等となる保護者（父または母）です。

※祖父母等といった、保護者（父または母）以外の代理の方が申込書等を提出する場合は、代理の方の身元確認ができるものをご持参ください。また、任意様式の委任状の提出等を別途求めることがあります。

お問い合わせ：守山市保育幼稚園課 電話番号：077-582-1129